

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

中野区民

2 事故の概要

(1) 事故発生日

令和3年(2021年)8月28日

(2) 事故発生場所

東京都中野区沼袋二丁目 マンション敷地内

(3) 事故発生状況

区の職員が、上記(2)の事故発生場所に設置されているごみ集積庫内のごみの収集作業を行っていたところ、当該事故発生場所に置かれていた相手方の衣類等の引越荷物を誤ってごみとして収集したことにより、当該引越荷物が滅失した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害785,500円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和3年(2021年)10月11日

5 区の賠償責任

本件事故は、ごみの収集作業を行っていた区の職員が相手方の衣類等の引越荷物を誤ってごみとして収集したことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、衣類等の引越荷物が滅失したことによる損害額の合計785,500円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。

7 事故後の対応について

所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意を行うとともに、所属長から所属の職員全員に対し注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。